

奈半利町荒廃農地再生・防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈半利町補助金交付規則（平成8年規則第1号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、奈半利町荒廃農地再生・防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、荒廃農地がもたらす農業生産、農村環境や生活環境への悪影響を防ぎ、農業の持続的発展及び農村環境の維持保全を図るための荒廃農地の再生又は防止を行う事業とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等については、別表に定めるとおりとする。

2 次の号のいずれかに該当する者は、前項に規定する補助対象者となることが出来ない。

(1) 町税等町に対する債務を滞納している者

(2) 奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年奈半利町規則第1号。以下「排除規則」という。）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する者

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1-1～1-3号)に係る書類を添えて行うものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した場合は、当該申請をした補助対象者に補助

金の交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（変更等の申請）

第 6 条 前条の交付決定を受けた補助対象者は、当該決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、補助金変更申請書（様式第 3-1～3-3 号）に関する書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書の提出があった場合は、必要に応じて審査を行い、適当であると認めたときは、補助金変更決定（却下）通知書（様式第 4 号）により補助対象者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助対象事業を実施した補助対象者は、毎年度における事業を完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5-1～5-3 号）に関する書類を添えて町長に提出するものとする。

（補助金の確定）

第 8 条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、実績報告書及び関係書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第 9 条 補助対象者は前条に規定する補助金の確定通知を受けたときは、補助金請求書（様式第 10 号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の返還等）

第 10 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情がある場合は、補助事業者は返還免除

申請書（様式第 11 号）を町長に提出し、町長が認めた場合は補助金の返還を免除することができる。

- （1）補助対象者が虚偽の申請等を行ったとき
- （2）補助対象者が関連法令に反する行為を行ったとき
- （3）補助対象者が奈半利町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 16 号）第 2 条に掲げる各号のいずれかに該当すると認めたとき
- （4）その他町長が補助金交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 補助対象者は第 1 項の規定により補助金の交付決定の取り消しを行う場合は、町長に補助金交付取下書（様式第 12 号）を提出しなければならない。

4 町長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助対象者に通知するものとする。

（検査）

第 11 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の使途について関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は当該電磁的記録）を担当職員に検査させることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	事業メニュー	事業実施主体	補助額	要件等 (下記のすべてを満たすこと)
再生	1 荒廃農地再生支援 荒廃農地の再生に要する除根、障害物の撤去などの経費の一部を補助する	(1) 農地所有者 (2) 農地法又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づいた権利が農地に設定された者 (3) その他町長が適当と認めたもの	再生にかかる経費の1/2以内 補助限度額 25,000円/10a	(1) 農地の所有者等が再生後5年以上営農又は保全管理を継続してできること (2) 同一農地で1回のみとする (3) 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする
対策	2 有利作物等導入支援 荒廃農地を再生して耕作する場合の苗・肥料等の購入経費の一部を補助する	(1) 農地所有者 (2) 農地法又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づいた権利が設定された者 (3) その他町長が適当と認めたもの	購入経費の1/2以内 補助限度額 15,000円/10a	(1) 農業委員会が荒廃農地として認めた農地であること (2) 農地の所有者等が再生・作付け後5年以上営農を継続してできること (3) 同一農地で1回のみ (4) 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

防 止 対 策	3	<p>スマート農業用機械活用営農継続支援</p> <p>営農を継続するために労力節減効果等を図ることができるドローン防除作業に要する経費の一部を補助する</p>	<p>(1) 農地所有者 (2) 農地法又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）並びに農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づいた権利が設定された者 (3) その他町長が適当と認めたもの</p>	<p>作業経費の1/2以内</p> <p>補助限度額 2,500円/10a</p>	<p>(1) 農薬代については補助対象外とする (2) 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする</p>
	4	<p>農作業受委託等営農継続支援</p> <p>荒廃農地になる恐れのある農地の営農継続や農地の保全管理を行うために必要とする農業作業受委託等にかかる経費の一部を補助する</p>	<p>(1) (一社)なはりの郷 (2) その他町長が適当と認めたもの</p>	<p>定額</p> <p>農作業受委託に係る経費を補助</p>	<p>(1) 農業用機械を所有し、農作業の受託又は機械の貸出が可能であること (2) 複数の農作業を受託することが可能であること (3) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>